

# 第5回杉並区監視カメラに関する専門家会議

## 会 議 録

平成15年12月1日(月)

**総務課長** おはようございます。それでは、第5回杉並区監視カメラに関する専門家会議をこれから開会させていただきます。

**三好会長** どうも朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございました。今日は、前田委員がよんどころないご用事で欠席ということでございますので、進めさせていただきたいと思います。

まず、配付資料について事務局からご説明をお願いします。

**総務課長** それでは、今日お手元にご配付させていただいております資料をご説明させていただきます。

まず1点目が、本日いただく予定の答申の案文でございます。2点目が、第4回の専門家会議の会議録でございます。この会議録につきましては、事前にご送付しておりまして、ご指摘いただいた箇所を修正してございますので、これによろしければ、公表したいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

**三好会長** よろしゅうございますね。では、これでそのように計らってください。

それでは、答申案の方について私からちょっと申し上げます。

委員のお手元に答申の案文を配付してございます。本年7月31日、区長から「監視カメラの設置及び利用基準について」という諮問を受けまして以来、これまで4回にわたり精力的に審議を重ねてまいりました。そこでのご審議を踏まえて作成した、中心になります防犯カメラに関する設置及び利用基準、その案文、これにつきましては、既に第4回、10月31日の会議においておおむね合意に達しているところでございますが、それを中心に答申全体の案文を作成いたしまして、先月、11月中旬ぐらいでございましたか、それ以来、これに対する各委員の方々のご意見を頂戴いたしながら修正を加えてまいりました。そのようにしてまとめられたのがこの案文でございますが、大変難しい問題を含んでおりますので、各委員におかれましては、まだまだ多少のご異論もある部分もあるかと存じますけれども、当初より、12月初めを目途といたしまして答申するというスケジュールで進めてまいっておりますので、本日この案文で答申するというところでご了承いただけますでしょうか。

**三宅委員** はい。

**石村委員** はい。

**三好会長** よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、そういうことで、この案文で答申文ということで決めさせていただきます。

それでは、専門家会議を代表いたしまして、私から区長に答申をお渡しすることにいたします。

〔会長より区長に答申書手交〕

**区長** どうもありがとうございました。

**三好会長** それでは、この答申につきまして、私から、そのほんの概略を説明させていただきます。

答申開きまして2ページから4ページにかけて、これは、防犯カメラに関する適正な設置及び利用基準の必要性というものにつきまして記載しております。特に4ページの(4)、「設置及び利用基準の対象とするカメラ」というところにおきましては、論点となった1つでございますが、そのカメラをどの範囲に絞るか、どの範囲にするかということにつきまして、差し当たり防犯カメラに限定した基準を作成する理由というものについて述べさせていただいたつもりでございます。

作成に当たっての基本的視点というものは、5ページに記載のとおり、犯罪抑止に有用性があると認められる防犯カメラの設置と区民等のプライバシーの保護との調和を図るということ、また、杉並区民の意識や区の実状を踏まえた仕組みとするということを述べております。

6ページから17ページまで、これが答申の中心をなします中核でございます、具体的な基準を答申いたしまして、あわせて、各項目について必要な説明を加えております。

これも簡単に申し上げますが、6ページは目的規定、区民等のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由、それから防犯カメラの設置の調和を図っていく、そういう観点でこの基準をつくったということを書いてございます。

第2、8ページでございますが、これは、この基準の中で用いております各用語の定義規定を定めたものでございます。

9ページ、第3、基本原則ですが、これは、すべての防犯カメラの設置者及び利用者が努めなければならない努力義務としての一般原則、基本姿勢というものを示したつもりであります。

10ページの第4、これは、一定の範囲の防犯カメラの設置者、利用者に対しまし

て、防犯カメラ設置利用基準の届け出を義務づけております。

12 ページの第 5、これはさらに、第 4 の届け出義務を負っている者に対しまして、防犯カメラを設置している旨の表示義務、それから映った映像等の守秘義務、安全管理対策などの義務を示しております。

15 ページの第 6 でございますが、この基準の定めの実効性を確保するために、区長として、防犯カメラ取扱者等に対して、防犯カメラの設置、利用、映像の取り扱い等について報告させることができるようにしまして、また、義務違反者に対しましては、区長の指導、勧告、公表等ができることとしております。

16 ページの第 7 でございますが、これは、苦情の申立てという見出しになっておりますが、防犯カメラに対する区民の意見、要望、苦情等につきまして、区長への申立てができる、区長は、これに対して適切かつ迅速な処理をしなければならないということを規定しております。

最後に、17 ページの第 8 でございますが、これは基準の最後といたしまして、区長は、本基準の運用状態を毎年 1 回以上公表するということを定めております。

それから 18 ページ、19 ページ、これは「条例化について」という見出しになっておりますが、本会議において審議した基準を条例化すべきかどうかということについて検討したということを示しまして、結論といたしましては、区民の権利義務にかかわる内容となっておりますので、条例で制定するのが相当であるということを示しております。

最後になりますが、この基準の条例化に当たって、当区内において防犯カメラとプライバシー保護の調和を図れるということを心から願っており、この条例を契機に、今後、国や他の自治体、民間等におきまして、防犯カメラが適正に運用されるような基準が作成されることが望まれるというところでございます。

なお、防犯カメラというものは、犯罪抑止のための対症療法にすぎません。隅々まで防犯カメラで監視している街、そういう街というのは決して望ましいことではないことは申すまでもありません。さまざまな施策の成果が上がって、治安が確保された街になって、したがって、防犯カメラを必要としない街になるということが強く望まれるところであります。

以上簡単でございますが、答申の内容についてご説明申し上げました。

**総務課長** それでは、続きまして、山田杉並区長よりごあいさつを申し上げたいと存じます。

**区長** おはようございます。本日は、杉並区監視カメラに関する専門家会議の三好会長より本答申を頂戴いたしました。7月31日に諮問させていただいて以来、わずか4カ月という期間の中で、今日も含めて5回にわたる熱心なご議論をいただきまして、本日の答申を迎えました。心から各委員の皆様には感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

今、三好会長より答申の概要についてご説明をいただきました。

杉並区では、昨年2,000件近い空き巣等が発生しておりまして、治安の悪化が叫ばれてきております。区民の関心も、区民の意向調査を見ておりますと、治安というものに対する関心は極めて高いという状況の中で、全国的にも、この監視カメラ、防犯カメラというものに対する関心が高まっているところでございます。このことにつきましては、答申文の中にも触れられておりますように、区内の調査によりますと、やはり空き巣、泥棒に不安を感じている人が9割を超えております。また、実際入られたという人が2割ということになっております。そういう中で、防犯カメラの有用性を指摘する声は90%を超えております。一方で3割の人は、自分が撮影されるということに不安を感じておられまして、7割以上の方が、何らかの防犯カメラの設置基準が必要だというふうに感じておられることは、ご指摘のとおりでございます。

そういった中で、会議では、まさに今までの中では、日本では初めてのテーマであります防犯カメラとプライバシーというものの2つの公益、防犯カメラを実現しようという目的と、それからまた、それに伴うプライバシーというもの、2つの公益をどう調整していくかということに関する初めての議論が行われてきたわけでございますけれども、それぞれカメラの目的や態様、またカメラの設置主体、設置場所、また義務の内容、実効性を確保する手段、その他さまざまな面で白熱した議論が展開されたというふうに承っておりますし、私も議事録を通じてそれをひしひしと感じたわけでございます。

そういった中で、いろいろとご議論があったと思いますけれども、本日、会長のご努力を含め、多くの委員の皆様のお力で1つの答申文がまとめられました。大変貴重なものだと考えております。また、全国的にも大変注目をされている本答申だ

と思います。

私としては、現在、昨今の緊急の治安の悪化という状況を踏まえ、本答申にもご指摘いただいておりますとおり、条例化に向けて、来年の2月に開催されます第1回区議会定例会に、この答申を十分尊重した条例案を議会に提出する予定でございます。

なおもう一方で、この答申にも触れておられますように、設置利用基準等は規則で定めるということになっておりますので、このことにつきましても、これから詰めていきたいと考えておりますが、その際には、三好会長を初めとした各委員の皆様方にもまた、時にご指導いただかなければならないということもあろうかと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げたいと思っております。

なお、最後に、会長がお触れになられましたように、防犯カメラですべて治安が維持されるというわけではございません。いわば外科的対症療法の域を出ないと考えておまして、本来、安心・安全の社会というものは、地域のコミュニティの再生で成し遂げていくものであって、そういった意味では、防犯カメラに頼らない安全・安心の社会というものを築いていくことが私の責務であると考えております。そういった決意をもとに、これからこの貴重なご提案を生かしていきたいと考えております。

最後になりましたけれども、三好会長を初め、石村委員、三宅委員、また、本日は残念ながら公務で欠席をされております前田委員、それぞれの委員の皆様や関係者の方々に心から厚く御礼を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。

**総務課長** それでは、続きまして、各委員の皆様方に一言ずつ、お言葉と申しますか、いただければと思います。

まず、石村委員の方からお願いしたいと思います。

**石村委員** 本日、非常に短い期間でしたが、一応こういう答申がまとまりました。多分、こういう問題について条例化という方向で来たのは、日本では初めての経験ではないかと思っております。多分その背景には、コミュニティの中でアメニティを大事にする、そういうことについて、非常に杉並区は先駆的な考え方を持っていられる。特に山田区長がそういう形でこういうものを引っ張っていくという指導力が

あるということに対しては、私は非常に心から敬意を表する次第であります。

ただ、防犯カメラというのは、先ほどから指摘されておりますように、対症療法にすぎないわけでありまして、基本はこういうものがないという社会が非常にいいわけでありまして。

それから、もう一方では、監視カメラというものを認めますと、一方でどんどんこういうものを設置するという方向性が強まって、逆に呼び水になるという可能性もあるので、総体としてどういう状況なのかということをお区民に公表して、そういうものがない社会、監視カメラがない社会にはどういう施策が必要なのかということをお真剣に考えていただきたいなと思います。多分、なかなか今の社会は1人にしてもらえないけれども、しかし、自分の情報を自分でコントロールできるということが非常に大事なコンセプトになっています。今回の答申は、そういう考え方を踏まえて出されたものでありますので、できる限りこの答申を尊重されて条例というものができるということに、心から期待感を申し上げる次第であります。

以上でございます。

**総務課長** では、続きまして三宅委員、お願いいたします。

**三宅委員** 防犯カメラと、区民のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由との調和というものをどうやって図るのかということが大きな課題だったと思います。そういう観点で申しますと、今まで日本にモデルとなるような法律などがなかった分野でございますが、昨今、個人情報保護法等の制定される動きの中で、そのような法律等との関連も考えながら、短期間でございましたが、随分議論を深めることができたと思っております。

ただ、初めての条例ということでございますので、今後は、第8の「公表」というようなところで、届け出の状況や苦情等の申立て等々の公表がございますので、杉並区の情報公開・個人情報保護審議会のご意見もお聞きになられるようなこともあわせ、さらに、今申しました防犯カメラの必要性和本人の自由との調和が図れるような運用ができる限りなされることを希望します。

**総務課長** 最後に会長、お願いいたします。

**三好会長** 会長としては、先ほど答申いたしまして、もう元会長でございますので、1人の区民に戻ったわけでございますけれども、ちょっと申し上げておきますと、別に目新しいことを申し上げるつもりは全くございませんけれども、現下の治安情

勢からいたしますと、防犯カメラの設置ということは、現時点、そしてまた、ここしばらくの間、必要不可欠であろうというふうに私は考えております。そうしますと、その設置、それからまた設置したカメラの適切な利用、それとプライバシーの保護というのを調和していく、これは非常に大事なことになるわけでございます。

私は、その調和の方法、調和していく方途で一番大切なことは、画像を適切に取り扱わせるようにするということが一番大事ではないかというふうに考えているわけでございます。答申にも盛り込んでございますけれども、守秘義務とかあるいは画像の漏えい、流出防止、これをかたく守らせることによりまして、確実に守ってもらえるならば、プライバシーは保護されるだろうというふうに考えています。

そして、それとともに、せっかく防犯のためのカメラを設置するわけでございますから、犯罪捜査との関連においては、これまた適切に利用されるようにということが肝要だろうというふうに考えております。

以上の2点に関しまして、区当局、これからこれを運用されていくわけでございますけれども、適切な行政指導をお願いしたいというふうに考えている次第でございます。

以上でございます。

**総務課長** ありがとうございます。

それでは、これをもちまして、本日の第5回杉並区監視カメラに関する専門家会議を終了させていただきたいと思っております。